

令和7年度用 公立保育所「おたより帳」広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立保育所を利用する子どもの状況等について、保護者等との連絡用として使用するおたより帳（以下「おたより帳」という。）への広告掲載の募集について、名古屋市広告掲載要綱及び子ども青少年局広告掲載要領（以下「局要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載を募集する広告媒体である「おたより帳」は、局要領第2条第1号に規定する名古屋市子ども青少年局が発行する印刷物であり、その概要は次のとおりとする。

(1) 名 称	おたより帳
(2) 規 格	A6版冊子 本文約56頁 糸綴 背クロス巻 本文1色刷 表紙・裏表紙及び裏表紙裏面4色刷
(3) 発行部数	約13,000冊（令和7年度用）
(4) 発行時期	令和7年3月頃
(5) 配付時期	令和7年度当初
(6) 使用方法	年度当初に利用子どもごとに保護者等に配付し、保育所と保護者等が連絡用として使用する。

(掲載広告)

第3条 「おたより帳」に掲載する広告の概要は次のとおりとする。

(1) 掲載面・スペース	ア 裏表紙 2枠 各天地40mm、左右80mm（「広告掲載面図1」参照） イ 裏表紙の裏面 2枠 各天地60mm、左右90mm（「広告掲載面図2」参照） ウ 最終頁 2枠 各天地60mm、左右90mm（「広告掲載面図3」参照） ※同一面の2枠同時に広告掲載を希望する場合は、2枠を上下に寄せて合わせて掲載することができる。この場合、2枠分の広告掲載料が発生するものとする。
(2) 掲載方法	写真製版
(3) 広告掲載料	1枠あたり1冊5円以上 ただし、発行部数の変動に関わらず、合計金額は、前条の発行部数を乗じた金額とする。
(4) 掲載期間	令和7年度内（令和7年度用発行分）
(5) そ の 他	広告面には、連絡先を記入するものとする。 （広告主ウェブサイトのURL及びQRコードの掲載可）

(募集期間)

第4条 広告の募集期間は令和7年1月28日から令和7年2月11日までとする。

(申込み手続き)

第5条 広告の申込みを行う者は、前条に規定する募集期間中に、「名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書（様式第1号）」に、掲載したい広告概要、デザインを記載した書面を添えて、下記まで持参、郵送又は電子メールにより申し込むものとする。

申込み・問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課

電話 052-972-2525 ファックス 052-972-4116

電子メール a2525-05@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(選考方法)

第6条 掲載する広告の選考は、広告内容について局要領第9条第1項の規定に基づく審査会の承認を経たものの中から、提示金額の高いものから順に決定するものとし、提示金額が同額の場合は、次の各号に掲げる順位により決定するものとする。

(1) 第1順位 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第7条第1号の規定により子育て認定企業に認定されているものであること

(2) 第2順位 市内に本社、支店、営業所等を有する事業者又は商店街・専門店等の連合体であること

2 前項によってもなお募集枠数を超えた場合は、抽選により順位を決定するものとする。

(広告掲載料の納入方法)

第7条 前条による広告掲載の決定者は、保育運営課長が指定する期日までに所定の納付書により、第3条に定める広告掲載料を一括前納するものとする。

(掲載手続き)

第8条 広告掲載の決定者は、掲載する広告の完成原稿を、電子データにより令和5年12月28日までに保育運営課へ提出するものとする。なお、広告の掲載枠については応札額の総額の高かったものから選択することができるものとし、同額の場合は、抽選による。

(例) A社・B社で応札額が以下であった場合の掲載枠希望順位

A社	B社	掲載順位
1枠 130,000円	1枠 100,000円	1位：A社 2位：B社
2枠 200,000円	1枠 130,000円	1位：A社 2位：B社 枠単価ではなく総額で比較

2 枠 200,000円	1 枠 250,000円	1 位：B 社 2 位：A 社 枠数ではなく総額で比較
2 枠 200,000円	2 枠 250,000円	1 位：B 社 2 位：A 社 総額で比較

(その他)

第9条 この要領に定めがない事項については、保育運営課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月28日から施行し、令和7年3月31日をもって失効する。

[広告掲載面図 1]

裏表紙

広 告	
掲 載 枠 ①	
掲 載 枠 ②	
本市が広告内容等を推奨するものではありません	
園 名	電 話
所 在 地	
この冊子は古紙/パルプを含む再生紙をしようしています。(26,4)	

[広告掲載面図 2]

裏表紙の裏面

広 告
掲 載 枠 ③
掲 載 枠 ④
本市が広告内容等を推奨するものではありません

[広告掲載面図 3]

最終頁

<table border="1"><tr><td>広 告</td></tr></table>	広 告
広 告	
<table border="1"><tr><td>掲 載 枠 ⑤</td></tr></table>	掲 載 枠 ⑤
掲 載 枠 ⑤	
<table border="1"><tr><td>掲 載 枠 ⑥</td></tr></table>	掲 載 枠 ⑥
掲 載 枠 ⑥	
本市が広告内容等を推奨するものではありません	